

## 西海市教育委員会（令和7年第3回定例会）会議録

期 日：令和7年3月27日（木） 午前9時30分開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、矢吹 希巳代、武宮 智、谷口 久美子

出席者：教育次長 田口 春樹

教育総務課 課長 岩永 勝彦

課長補佐 山下 健悟、森下 直也

学校教育課 課長 高尾 晃

参事 尾畑 幸二

社会教育課 課長 尾崎 淳也

課長補佐 白濱 義晴、大石 克也

傍聴者：なし

### 1. 開会

○教育長

ただいまから、令和7年第3回定例教育委員会を開会いたします。

### 2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に矢吹委員、武宮委員を指名いたします。

### 3. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

### 4. 教育長諸報告

○教育長

第7回新春踊り初め

第1回市議会定例会

西彼杵高等学校女子バレーホール部表敬訪問

西彼農業高等学校卒業式

鶴南特別支援学校高等部西彼杵分教室卒業式

大島こども園卒園式

日米交流演奏会2025in西海

## 5. 議事

日程第1「議案第10号 西海市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」

○教育長

日程第1「議案第10号 西海市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

本年の第3回定例会ですけれども、この定例会の予定は議案数がですね、大変、多くございます。昨年度が19件あったところですが、今年度は10件ということですね、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは「議案第10号 西海市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」になります。

本議案の提案理由ですが、学校保健安全法第23条の規定により、小学校、中学校には学校医等を置くこととされているため、別紙のとおり委嘱しようとするものです。なお、任期につきましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとするものです。参考条文につきましては、1ページ下段のほうに記載をしております。

2ページから4ページまでが具体的な名簿の案になります。まず、2ページ学校医の名簿案になります。今回変更となるのが、5番西海東小学校の田中寿典先生、11番江島中学校の松波久雄先生、13番雪浦小学校の魚谷茂雄先生、そして14番大瀬戸中学校の浦口貴先生になります。

引き続き、学校歯科医になります。今回、変更になるのが9番大崎小学校の荒木大典先生になります。次、4ページをお開きください。

学校薬剤師については変更がございません。なお、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の任期につきましては、全ての方が1年更新をして、令和7年4月1日から令和8年3月31日までというふうな形になっております。それでは、よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

○教育長

議案第10号の説明がありましたますが、質疑ありませんか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第10号 西海市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」は、

原案のとおり可決されました。

## 日程第2 「議案第11号 西海市スポーツ推進委員の委嘱について」

### ○教育長

日程第2 「議案第11号 西海市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

### ○教育次長

「議案第11号 西海市スポーツ推進委員の委嘱について」です。本議案の提案理由ですが、令和7年3月31日で委員の任期が満了となるので、スポーツ基本法第32条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までとするものです。スポーツ基本法の参考条文につきましては、下段のほうに記載をしております。

委員名簿につきましては、3ページに掲載をしております。今回変更となるのが21番、専門がソフトテニスの川畑秀治さん、そして22番、同じくソフトテニスをご専門の檜山優希さんになります。なお、全ての委員の任期が令和7年4月1日から令和9年3月31日というふうな形になります。

それでは、よろしくご議ご審議のほどお願い申し上げます。

### ○教育長

議案第11号の説明がありましたが、質疑ありませんか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第11号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第11号 西海市スポーツ推進委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

## 日程第3 「議案第12号 西海市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」

### ○教育長

日程第3 「議案第12号 西海市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定に

ついて」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

#### ○教育次長

「議案第12号 西海市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」です。本議案の提案理由ですが、文部科学省等から発出された「令和7年度JETプログラムの運用改善について」関係法令等を踏まえ、当該規則について所要の改正をしようとするものです。この招致外国青年というのが、いわゆるそのALTとなりますので、その任用規則を改めるものです。

2ページ、3ページが規則の改正案になりますが、飛んで頂きまして7ページの規則の改正のポイントをまとめておりますので、こちらをご覧くださいと思います。

今回の改正の理由は何かというところですが、重ねてのご説明になりますが、外国青年招致事業により西海市において語学指導等を行う外国青年が、会計年度任用職員であることを踏まえ、「西海市職員の勤務時間、休暇等に関する規則」並びに「刑法等の一部を改正する法律」、そして「令和7年度JETプログラムの運用改善について」に合わせて改正内容を任用規則に反映するというものになっております。

具体的な、主な改正内容ですが、参加者が骨髄液を提供する場合の休暇の新設、これはもうドナー休暇と通称言われている休暇になります。特別休暇（夏季休暇）の取得期間、これが3日から5日に延長するという内容です。そして、子の看護休暇の対象となるこの範囲を拡大するという内容で、「懲役」及び「禁錮」の廃止となり、それに伴う「拘禁刑」の創設に伴う改正内容、最後に、報酬額の改定というのが主な改正となり、改正点については、以上のような内容になっております。

施行期日につきましては、本年4月1日から施行する予定としております。ただし、その法の改正に伴う部分、具体的に言いますと、「懲役」及び「禁錮」の廃止と、それに伴う「拘禁刑」の創設につきましては、法律の施行が本年6月1日となっておりますので、それに合わせて、6月1日に施行する予定にしております。説明については以上でございます。

#### ○教育長

はい。ただいま議案第12号の説明がありましたが、ご質疑ございませんか。はい、北島委員、どうぞ。

#### ○北島委員

はい。規則の改正については特段無いんですけれども、報酬変更ということで、これについては、国からの予算措置とかいうところもあるのでしょうか。

#### ○教育次長

これについてはですね、このJETプログラムの事業については、普通交付税で措置されております。ですので明確にですね、要は「金額が上がった」からといって、その分、

措置されたというわけではありません。最終的に、普通交付税で交付される一般財源の中で対応するというふうな形になっております。国の説明ではそういった措置をされてるというふうな形になっているんですが、具体的な数・金額の算出についてはですね、難しいところがあります。

○北島委員

地方、地域によっては、収入の総額というか、基準額が違うと思うんですけど、西海市に合わせて、相当額がこの金額になるという根拠と、それから、それに見合うような交付税の増額がなされているというような理解でよろしいんですかね。

○教育次長

はい、北島委員おっしゃるような形の理解でよろしいかと思えます。

○教育長

ご理解頂けましたでしょうか。他に質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第12号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第12号 西海市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

**日程第4**「議案第13号 西海市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第4「議案第13号 西海市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第13号 西海市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」です。本議案の提案理由ですが、令和7年度から校内教育

支援センターを開室することに伴い、校内教育支援センター支援員の報酬を規定するものです。なお、本議案につきましては、前回の定例会において、「西海市立小・中学校に勤務する職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」ということでですね、一応改正をして、その職種、職名については、改正議案の議決を頂いたところです。本日、提案する部分については報酬額の規定になります。これについては予算措置が必要ということで、今回の定例会です、提案をさせていただくというふうな内容になっております。

それでは5ページを開いていただいてよろしいでしょうか。教育委員会の会計年度任用職員の任用等に関する規則の改正のポイントをまとめております。

改正の理由につきましては、提案理由と同様の内容になっております。報酬額及びその算定根拠について、説明をさせていただきたいと思っております。報酬額につきましては、時間当たり1,000円飛んで10円。これにつきましては学習支援員と同額という形で考えております。その算定根拠ですが、現在、小中学校における「要支援児童生徒の生活、身体介助学習等の支援」を行うため、学習支援員を配置しておりますが、資格要件が同一で、業務内容が、児童生徒の支援という部分で同等と捉えられるため学習支援員と同額に設定をするということで考えております。学習支援員と校内教育支援センター支援員の資格要件、業務内容、勤務時間について、表形式でまとめております。

具体的に業務の内容が若干違いますので、そこのみ説明をさせていただきたいと思っております。学習支援につきましては、「要支援児童生徒の生活、身体介助、学習等の支援」が主な業務内容になります。一方、校内教育支援センター支援員につきましては、「児童生徒の状況に応じた学習補充、気持ちを落ち着かせる見守り、困り事に関する相談受付による学級復帰への支援」、「登校はできるが、自分の学級に入りづらい児童生徒の居場所づくり」、そして「学習環境の整備」ということで、業務内容につきましては、若干違うような形になっております。

勤務時間につきましては、1日5時間の週5日間勤務というふうな形で考えております。

次のページ、6ページ施行時期ですが、この規則につきましては、本年4月1日から施行したいというふうに考えております。4月分の報酬額から適用されるという形になります。なお、準備行為といたしまして、「校内教育支援センター支援員の公募、選考、任用申請、任用決定その他任用に関する必要な準備行為につきましては、この規則の施行前においても行うことができる」という規定を設けさせていただいているところです。提案理由につきましては以上でございます。

#### ○教育長

はい。ただいま議案第13号の説明がありましたが、ご質疑ございませんか。はい、武宮委員、どうぞ。

#### ○武宮委員

お尋ねします。校内教育支援センターの支援員さんは1日5時間の勤務ということですが、この支援員さんを配置する時間帯というのが、どのような時間帯かということと、

このセンターの開所時間も、それと同じ時間で間違いないかということをお尋ねします。

○学校教育課長

はい。ありがとうございます。お答えします。勤務の時間帯なのですが、やはり「教室に入りづらい」とかっていうお子さんは、朝早い時間登校の時間帯から来にくいと言いますか、そういう状況が見られますので、勤務時間に関しては、学校との調整にはなるのですが、基本的に授業開始の時間に合わせて、それぞれの通勤距離とかありますので、設定していくということで考えています。もう朝の朝一からということで、あと、教室についてはですね、現在、校内にある空き教室を利用して、そこをSSRの教室ということで、準備する予定としております。

○武宮委員

ありがとうございます。センターとしての開所時間もその支援員さんが配置されている時間と同じでよろしかったでしょうか。

○学校教育課長

空き教室といいますか、そういう教室になりますので、もう、例えば「その先生がいなくなったから、そこが閉じる」というのではなくて、いろんな先生方が学校にはおりますので、そういった先生が、例えば、もう勤務時間終了後の放課後の時間とかですね、午後からの時間等は代わりに入るということも十分考えられるんじゃないかなと思っております。よろしいでしょうか。

○教育長

他に質疑はありませんか。北島委員、どうぞ。

○北島委員

はい。2点あります。まず教育支援センターの支援員さんの方の報酬額の決定についてなんですけれども、先ほど業務内容の説明がありましたけれども、明らかに求められるスキルの専門性が高いのかなあというふうに受け止めました。そうした中で、学習支援員との同額の「1,010円というところが妥当なのか？」というところを、もう一度ですね、議論をされていらっしゃると思うのですが、その辺のプロセスをちょっとお聞きしたいなということと、ちょっと本題とは外れるのですが、3ページの規則の新旧対照表のところ、通学支援員さんの時間給が900円となっております、最賃の対象ではないとしてもですね、地方公務員法であれば人勧ということの基準があるのでしょうか、そこから大きく最賃を下回っていますけれども、その辺のところは大丈夫なのでしょうか。

○学校教育課長

はい。それではまず1点目の報酬の決定についてなんですけれども、私ども、随分ちょっと検討してですね、SSRの支援として、例えば「資格ありの方がいいのかどうか」っていうところから、まず検討したところなのですが、やはり、その「居場所となる」に当

たっては、現在、学習支援として、子供たちに関わっている支援員の中から、このSSRの方をですね、別室の担当というような形で利用したいなというふうに考えています。あまり、専門性を高めると、やはり、今後の募集をする際の人数等にも関わってきますので、報酬額等については、もう学習支援員と同等で、業務内容についても、あまり負担増にならないように、ほかの先生方と連携しながら、その居場所をつくっていくというようなスタンスで考えているところであります。

二つ目の通学支援の報酬等に関してなんですが、実は令和7年度は、この松島の通学支援に関してはですね、募集をかけないということで、現在、考えておまして、ここには載せてはおるんですけども、教育委員会学校教育課としては、「次年度はなし」ということで考えてるところであります。

#### ○北島委員

2番目の方がちょっと気になるのですが、「募集をかけるとしたら、この900円では足りない」ということになるんでしょうかね。

#### ○教育次長。

はい。北島委員からご指摘のとおり、最低賃金を下回っているところがありますので、それについては違法になります。ですから、募集する際は、任用規定を改正して、募集をするという手続を踏むような形で予定しております。なお、来年度の任用についてはですね、学校教育課長からの答弁のとおりを予定しております。

#### ○北島委員

はい、そこの齟齬がないようにしていただきたいと思います。それから、1番目に質問させていただいた報酬額の決定についてですが、今、一般の方では、ジョブ型雇用というのが言われておまして、明らかに求められる業務が違うわけですね。求められる業務に合わせて、報酬が払われるのがジョブ型雇用なんですけども、ここで言うと、支援だけじゃなくて「落ちつかせること、困り事に対する相談復帰の支援」みたいな、居場所づくり、かなり学習支援員さんに求められていたものとは格段に違うものが出てきていると思うので、これは意見として、ちょっと聞いていただいて、今後の運用状況の中でですね、順当な対価といいますか、そういったところを検討する状況があればぜひ検討していただきたいなと思います。よろしく申し上げます。

#### ○教育次長

はい。ありがとうございます。まだ、この支援センターにつきましてはですね、要は、今年4月から新たに開設するところで、どれだけの児童生徒が利用するかというのが、まだ分からない状況があります。ですので、実態を実際その運用開始をしてから、実態を確認しまして、必要があればですね、そういったご指摘のとおりのような対応もですね、検討させていただきたいというふうに思っているところです。

○教育長

よろしいでしょうか。谷口委員、どうぞ。

○谷口委員

私からも一つ確認です。以前ご提案があったときに、一応「小学校1校中学校1校」というふうにありましたけど、実際、準備行為も可能ということで、実際、4月からは当該学校については、この「支援員さんが確保できている」のかということとあわせて、そうすると「その学校には学習支援員さんもいて、さらに、このセンターの支援員さんもいる状況になるのか」あるいは「もう、どちらか一つになって支援センターの支援員さんのみになっているのか」ということのお尋ねです。それと併せて、ずっと、自分の中で整理をしているときに、「校内教育支援センターの一番の責任者は当然学校長となる」でしょうから、その部屋を運営するに当たって、支援員さんを配置する。そこにはだから、学校の職員であり、あるいは、スクールカウンセラーでありっていう、いろんな支援の方がおられるので、そのいろんな方の関わるセンターがあって、そこに入る支援員さんという理解でいいのかなというふうに思って、その確認でございます。

○教育長

今、3件質疑がありました。学校教育課長、どうぞ。

○学校教育課長

はい。それではですね、まず一つ目の「支援員さんが確保できるのか」どうかというところでお話をしたいと思います。委員の皆様ですので、もう実際、お名前も決まっています。大崎小学校には、浅田先生が入っていただけるということになっています。はい。浅田先生ですね。それで中学校には、現在、中学校の学習支援員の清原さんがそのままSSRに入ること、通知を出したところです。

学習支援員との関わりになるのですけども、大崎小学校は、市内の中でもですね「教室に入りづらいとか、教室から出ていくとか」そういったお子さんが、やはり10名を超えるぐらい多くてですね、学習支援員は、そのまま3名の任用にプラスSSR1名ということでの4月のスタートになります。ただ、中学校においてはですね、「中学校の学習支援員はつかない」ということで、スタートしようと考えています。

それから、各教室への関わりなのですけども、これは谷口委員さんがおっしゃるとおり、その教室にはSSRのみが入って業務をするということではなくて、様々な先生との関わりの中で、先生方も関わらないといけませんし、ほかの教育支援センターのトマト教室であったりとか、関係する機関との関わりっていうのも、SSRが担うと。ある程度、ハブ的な状況になっていければいいなということで、構想を持っているところであります。

○教育長

よろしいでしょうか。ほかに。はい。矢吹委員、どうぞ。

○矢吹委員

いま、谷口委員さんがおっしゃられたように、小学校1校と中学校1校に支援員さんを置かれるということですが、今後ですね、他の小中学校にですね、どのように、どのくらいの時期ぐらいから配置を考えていらっしゃるのでしょうか。

○学校教育課長

はい。今回はですね、大崎小学校と大崎中学校となったのですが、実際、西彼町内それから大瀬戸町、西海町であってもですね、やはり学校によって、実際、教室に入りづらい状況というがあるのですが、そういった状況については、令和7年度中に、また、各学校の状況を把握しながら、令和8年度予算編成に向けてですね、準備をしていきたいなというふうに思っています。十分、校長、それから担当とも話をしながら進めていきたいなというふうに思っているところです。

○教育長

状況を見ながらということですね。よろしいでしょうか。他に質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第13号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第13号 西海市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

**日程第5**「議案第14号 西海市教育委員会が規則で定める文書における公印の押印省略の特例に関する規則の制定について」**日程第6**「議案第15号 西海市教育委員会が告示で定める文書における公印の押印省略の特例に関する告示の制定について」**日程第7**「議案第16号 西海市教育委員会が訓令で定める文書における公印の押印省略の特例に関する訓令の制定について」

○教育長

日程第5「議案第14号」から日程第7「議案第16号」については関連がありますので、一括して審議いたします。

それでは、日程第5「議案第14号 西海市教育委員会が規則で定める文書における公

印の押印省略の特例に関する規則の制定について」、日程第6「議案第15号 西海市教育委員会が告示で定める文書における公印の押印省略の特例に関する告示の制定について」及び日程第7「議案第16号 西海市教育委員会が訓令で定める文書における公印の押印省略の特例に関する訓令の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

#### ○教育次長

日程第5「議案第14号 西海市教育委員会が規則で定める文書における公印の押印省略の特例に関する規則の制定について」、日程第6「議案第15号 西海市教育委員会が告示で定める文書における公印の押印省略の特例に関する告示の制定について」及び日程第7「議案第16号 西海市教育委員会が訓令で定める文書における公印の押印省略の特例に関する訓令の制定について」になります。

委員ご承知のとおり、教育委員会の例規、市も同様なのですけれども、上位が条例になります。そのあと、教育委員会で改廃等ができるような、規則以下の内容で、規則、告示、訓令、そして要綱というのものもあるんですけれども、その中で、実際、規則、告示、訓令、これに係る公印ですね、例えば市長の公印であったり、教育長の公印であったり、また、教育委員会という公印もありますので、公印の押印省略に関してですね、本来であれば、それぞれの規則であったり、告示であったり、訓令を改正しなければいけないのですが、当面の措置として、この特例に関するそれぞれの規則であったり、告示であったり、訓令というのを定めるという内容になります。

三つの議案とも提案理由は同一です。行政手続等の簡素化及びオンライン手続への対応の円滑化を図るため、作成する文書における公印の押印省略の特例を定めるという内容になっております。それではですね、議案第14号の5ページを開いていただければよろしいでしょうか。

ここに三議案の制定のポイント等をですね、まとめております。改正の理由ですが、内閣府が令和2年に発行した、地方公共団体における押印見直しマニュアルでは、デジタル化を見据えた行政手続の実現のため、書面、押印、対面の改善を掲げております。デジタル技術を最大限に生かした効率化や利便性の向上を目指すとされております。それに基づきまして、本市におきましても事務処理に関して手続等の簡素化及びオンライン手続への対応の円滑化を図るため、作成する文書における公印の押印省略の特例を定めるという内容になっております。

運用方法になりますが、公印の押印省略の特例に関する規則については、教育委員会あるいは教育委員会の機関が作成する文書であって、規則等の規定により、公印の押印を要するとされておりますが、それぞれの規則であったり、告示であったり、訓令であったり、それに係る公印を省略することができるものというふうにいたします。そして、公印の押印を省略する形をとりたいというふうに思っております。ただし、法令等や国、県の指示などで押印省略はできないものについては適用除外規定を定めるというふうになっております。

参考条文として、市における公印の押印省略の特例に関する規則についても、抜粋して載せておりますので、ご覧になっていただきたいと思います。

次に6ページです。実際の運用時期になりますが、教育委員会内で、現行で使用している文書等の公印押印省略の有無の判断をし、本年4月末までにまとめまして、それを受けまして、5月中を周知期間として、6月からの本格実施を予定しております。施行時期につきましては、本年4月1日から施行をして、同日以後に教育委員会の機関が作成する文書から適用したいというふうに考えております。本議案を含めた三議案につきましては、公印の省略に係る特例になります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長

ただいま、議案第14号から議案第16号の説明がありました。質疑はありませんか。はい、矢吹委員、どうぞ。

○矢吹委員

すいません。ちょっと難しく、教えていただきたいのですけれども、5ページのポイント2の運用方法の中でのですね「適用除外規定を定める」というふうにありますけれども、これは、参考条文の第4条のところに挙げてある規定になるのでしょうか。

○教育次長

はい。2ページ、3ページをまずは見ていただいてよろしいでしょうか。まず、この教育委員会で定める規則につきましては、市の規則を準用するというふうな形になっております。具体的な重要な条文につきましては、2ページの第2条に市の原則的な規則がありまして、それについて「教育委員会でこういうふうな形で判断をして準用します」というのが、この表に掲げられている内容になります。実際、この規定に基づいて、市の規則の方を見るような形になりますが、5ページの下段のほうですね。矢吹議員がおっしゃられた適用除外第4条、市の規則の第4条にあります。適用除外という規定がございますので、そこを見て、最終的には適用除外にするというふうな形になっております。以上でございます。

○教育長

他に質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第14号から議案第16号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第14号 西海市教育委員会が規則で定める文書における公印の押印省略の特例に関する規則の制定について」、「議案第15号 西海市教育委員会が告示で定める文書における公印の押印省略の特例に関する告示の制定について」及び「議案第16号 西海市教育委員会が訓令で定める文書における公印の押印省略の特例に関する訓令の制定について」は、原案のとおり可決されました。

**日程第8**「議案第17号 西海市教育委員会が規則で定める申請書等における押印の取扱いの特例に関する規則の制定について」**日程第9**「議案第18号 西海市教育委員会が告示で定める申請書等における押印の取扱いの特例に関する告示の制定について」**日程第10**「議案第19号 西海市教育委員会が訓令で定める申請書等における押印の取扱いの特例に関する訓令の制定について」

○教育長

日程第8「議案第17号」から日程第10「議案第19号」については関連がありますので、一括して審議いたします。

それでは、日程第8「議案第17号 西海市教育委員会が規則で定める申請書等における押印の取扱いの特例に関する規則の制定について」、日程第9「議案第18号 西海市教育委員会が告示で定める申請書等における押印の取扱いの特例に関する告示の制定について」及び日程第10「議案第19号 西海市教育委員会が訓令で定める申請書等における押印の取扱いの特例に関する訓令の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第17号 西海市教育委員会が規則で定める申請書等における押印の取扱いの特例に関する規則の制定について」、「議案第18号 西海市教育委員会が告示で定める申請書等における押印の取扱いの特例に関する告示の制定について」及び「議案第19号 西海市教育委員会が訓令で定める申請書等における押印の取扱いの特例に関する訓令の制定について」についてです。

先ほど三議案につきましては、教育委員会から、要は文書を出す書類ですね、その公印の省略に係る規定になります。今回の17から19号においては、市民の方々が、要は、教育委員会の方に提出をする書類の押印の特例に関する規定というふうな形で、まずは全体の枠として、ご理解をしていただきたいと思います。

本三議案の提案理由ですが、申請、届出、その他の手続をする者の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資するため、申請書等の押印省略の特例を定めるという内容になっております。

4ページ、5ページに、今回の三議案の押印省略の特例に関する規則等の制定のポイントをまとめております。基本的に公印の省略とですね、内容は同一ですので、このポイントの内容については省略をさせていただきたいというふうに思います。それではよ

ろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長

ただいま、議案第17号から議案第19号の説明がありましたが、質疑はありませんか。  
はい、北島委員、どうぞ。

○北島委員

はい。非常に利便性が高くなってよろしいんじゃないかなと思います。ポイント3のところのですね、周知と実施についてのところなんですけど、なかなか周知といっても、実際に使われる方でないとですね、そこを理解できないというところがあるので、何かこう様式的にそれを申請されるところに、マル印で通常あったのがですね、無くなるだけではですね、やっぱり落ちてしまったりとかするので、周知に関して、何か工夫されるのでしょうかね。

○教育総務課長

現段階では、まだ周知の工夫というのは検討されておられません。これまでマル印というものは、様式の方から省いてきており、窓口等でお配りをしているところなんですけども、市全体として、どのような周知方法をするかっていう部分は、今後、調整をしていくような形になっております。以上です。

○北島委員

お互いに分かりやすい方法をお願いします。

○教育長

併せて、私からですけど、こちらから出す公印を省略する場合は、「公印省略」っていうのを付けたりはしないのですかね。それも、今後、検討する形になるのですか。

○教育次長

はい。教育長の方から今ありました公印省略ですね、こういう省略というのは、原則は、いま言う「押印するということを省く」ということで表示がなされます。ですので、こういうのも「押印自体を省略する」というふうな形になれば、公印省略という表記自体もなくなるという理解でおります。そこの部分については、今後、移行期間の中で具体的などころをですね、詰めていくような形になろうかと思っております。

○教育総務課長

はい。補足で、いまの件ですけども、一応、市長部局としては、「公印省略という表記はしない」ということで判断をしてると情報提供がっております。教育委員会の方でも、そのような取扱いになろうかと思っております。以上です。

○教育長

申請書等は、結局、オンライン等での申請が進むということになりますので、実際、押印がなくても、オンラインで申請するというところを見越してのことかなと思っております。

他にございませんか。谷口委員、どうぞ。

#### ○谷口委員

私も、いま教育長さんがおっしゃったとおり、結局は、理事者の利便性を高めるっていうことは、恐らく、オンラインでの申請とかそういうのを高めるっていうのが一つの目的かなと思います。そうすると、その申請書そのもののデータがちゃんと、それぞれに必要なところに、手渡っていくようにして、それでオンラインでやりとりができるようになっていくことになるでしょうから。その辺り、それぞれ申請をする人は必要な人になるでしょうから、いろんな機関とか、あるいは出先とか含めて、あるいは学校とかを通じてそのデータが渡っていくというふうにしていくのだと思っているのですが、そういう形の理解でよろしいのでしょうか。

#### ○教育総務課長

はい、そうですね、いま委員がおっしゃるように、現在、一般的な申込み等をするときも、運転免許証を画像で撮って送ったりとか、そのような形の承認方法が多くあります。最終的には、そういう形での運用方法を市の手続きでもですね、実施していくのかなと考えております。

#### ○教育長

他に質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第17号から議案第19号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第17号 西海市教育委員会が規則で定める申請書等における押印の取扱いの特例に関する規則の制定について」、「議案第18号 西海市教育委員会が告示で定める申請書等における押印の取扱いの特例に関する告示の制定について」及び「議案第19号 西海市教育委員会が訓令で定める申請書等における押印の取扱いの特例に関する訓令の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○教育長

それでは、以上で本日の議事は全て終了いたしました。

6. その他

各課報告（資料により報告）

次回の定例教育委員会：4月25日（金）午前9時30分から

7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。（午前10時45分閉会）

署名

令和 年 月 日

教育委員 \_\_\_\_\_

教育委員 \_\_\_\_\_

職 員 \_\_\_\_\_